

いじめ防止基本方針

平成26年4月 施行
令和2年6月 改正

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットその他の電子通信技術を用いる方法により行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、また学校外でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの観点から、学校・家庭・地域その他関係者が連携を図りながら取り組む必要がある。

本校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、(主幹教諭)、いじめ対応教員、スクールカウンセラー、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、相談員、PTA、町会長、民生児童委員、保護司等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置する。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的な解決策を講ずる。

(2) 校内いじめ防止対策委員会

毎週行われる生徒指導委員会、教育相談部会を活用し、情報交換と対策を検討する。

(3) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に1回、全教職員で配慮を要する生徒の現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ防止等に関する措置

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめとはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として以下の教育活動を行う。

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ・規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくり・集団づくり。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合う学校風土づくり。
- ・教職員の指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し情報を報告し、特定の教職員が個人で判断することや一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応する。被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている生徒への指導

イ いじめられている生徒への支援

ウ 周りで囃し立てる生徒・見て見ぬふりをする生徒への対応

エ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないように指導する。
- ・自らの意志によって行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して学級の連帯感を育てる。

オ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の二つの要件が満たされている場合とし、また、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめ被害の重大性等から判断し、より長期の期間を設定する場合もある。

教職員は期間が経過するまで被害・加害生徒の状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設ける。

- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいることを判断するにあたって、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認を行う。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害・加害生徒について日常的に注意深く観察を継続する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらない）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 生徒又は保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対処

- ① 調査を行うため、速やかに調査委員会を組織する。その組織の構成は、専門的知識及び経験を有する者であり、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施する。事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ③ いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ④ 関係諸機関との連携を適切に取る。
- ⑤ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で経過報告も行う。これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ対応教員を中心に生徒指導部会ならびに教育相談部会の構成メンバーで毎年度、「領家中学校いじめ防止基本方針」にある各施策の効果を検証し、「川口市いじめ防止基本方針」に従って、「領家中学校いじめ防止基本方針」の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

6 いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針に関わる共通理解・情報交換 ○いじめ防止対策のための年間指導計画策定	○学級開き ○あいさつ運動 ○生徒会本部のいじめ防止の取組の呼びかけ	○保護者会への参加 【いじめ防止基本方針周知】
5月	○生徒に関する情報交換	○授業等をとおした人間関係づくり ○あいさつ運動	○学校公開日への参加（生徒の様子把握）

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
6月	○生徒に関する情報交換 ○生徒アンケートの実施	○授業等をとおした人間関係づくり ○あいさつ運動	○学校公開日への参加（生徒の様子の把握）
7月	○生徒に関する情報交換 ○いじめ対策委員会実施	○生徒アンケートの実施 ○あいさつ運動	○保護者会への参加【長期休業中の携帯・ネットトラブルの周知、危険性】
8月	○小中連携事業（いじめに対する対応・方策等の連携） ○保護者との情報交換 ○生徒に関する情報交換	○部活動をとおした人間関係づくり	○面談の実施（保護者との情報交換）
9月	○生徒に関する情報交換	○授業等をとおした人間関係づくり ○あいさつ運動	○行事への参加・協力
10月	○生徒に関する情報交換	○授業等をとおした人間関係づくり ○あいさつ運動	
11月	○学校公開期間 ○生徒に関する情報交換 ○生徒アンケートの実施	○行事をとおした人間関係づくり ○あいさつ運動 ○生徒アンケートの実施	○学校公開期間への参加（生徒の様子の把握）
12月	○生徒に関する情報交換	○行事をとおした人間関係づくり ○あいさつ運動 ○川口の元気「いじめゼロ中学生サミット」参加・報告	○行事への参加・協力 ○保護者会への参加（保護者との情報交換）
1月	○生徒に関する情報交換	○授業等をとおした人間関係づくり あいさつ運動	
2月	○生徒に関する情報交換 ○ピンクシャツデーの取組 ○いじめ対策委員会実施	○授業等をとおした人間関係づくり ○あいさつ運動 ○ピンクシャツデーの取組	ピンクシャツデーへの協力
3月	○生徒に関する情報交換 ○生徒アンケートの実施	○行事をとおした人間関係づくり ○あいさつ運動	○保護者会への参加（保護者との情報交換）